

相談対応者の役割及び業務

相談対応者は、知財総合支援窓口運営業務の事業責任者によるマネジメントのもと、中小企業等を対象として以下の役割と業務に従事する。

また、相談対応者は、INPIT が提供する相談実務ガイドライン等の遵守を徹底するとともに、知財総合支援窓口の円滑な運営のため、常に事業責任者、専門家との情報共有や協力関係のもとでの業務実施を徹底する。

- ・新潟県内の中小企業等に対する支援
- ・新潟県内の中小企業や支援機関等に対する周知活動
- ・新潟県内の支援機関等との連携を推進するためのネットワークづくり
- ・新潟県内の支援機関と連携したセミナー・ワークショップ等での講師やファシリテーターなど
- ・支援した企業への企業成長にかかるフォローアップ調査
- ・報告シートの作成による相談支援活動及び周知活動の内容の報告
- ・知的財産に関する諸制度及び中小企業支援策の最新動向の把握

1 中小企業等に対する支援及び周知活動に関する業務

(1) 支援に関する業務（総論）

常設窓口及び臨時窓口において、新潟県内の中小企業等からの相談を受け付け、相談者とのコミュニケーションをとりながら、その中小企業等が抱えている課題を的確に把握・整理し、知的財産の側面から課題解決に向けた支援を行うこと。

また、支援の実施に当たっては、常設窓口又は臨時窓口での対面での支援及び中小企業等への訪問のほか、電話、E-Mail 等に加え、Web 会議システムの積極的な活用を図ること。

相談対応にあたり、支援体制の強化・周知活動に努めること。

(2) 企業訪問による課題発掘

知財の戦略的活用を通じた事業の持続的成長を図る中小企業等を発掘し、積極的に訪問するとともに、企業へのヒアリング等を通じて課題を顕在化した上で、経営戦略の中に知財戦略を取り込むべく、オープン＆クローズ戦略や知的財産権ミックス、海外展開等の知財戦略構築に向けた提案を行いつつ、専門家とも協働しながら課題解決支援を行うこと。

(3) INPIT の他事業との連携

相談者からの相談内容や課題のうち、海外展開に関することや営業秘密・知財戦略に関すること、産学連携やイノベーション創出等の専門的な内容を含む場合、その他必要に応じて、INPIT の他事業と連携して一体的な支援を実施すること。

(4) 専門家の活用

- ①相談者からの相談内容や課題が、高度かつ専門性が高い場合は、機能強化事業で提供する知財専門家（弁理士・弁護士等）やデザイン・ブランド等の専門家の活用を図り、専門家と連携し、協働して、中小企業等の事業上の課題解決に向けた効果的な支援を実施すること。
- ②窓口機能強化事業で提供する専門家を活用する場合、新潟県内の専門家を最優先とし、適切な者がいない場合には、ブロック内の専門家の活用を第二優先とすること。新潟県内及びブロック内に適切な者がいない場合、他ブロックの専門家を活用できる。
- ③①とは別に、INPIT が提示する弁理士及び弁護士を常設窓口または臨時窓口等で計画的に活用し、定期的な相談会を開催すること。また、相談会の開催日程を計画し、適宜ホームページ等を通じて利用者へ周知するとともに利用者の活用を促すこと。
- ④新規専門家の活用については、①の機能強化事務局が管理する専門家として登録が必要なため、事前に専門家候補者として窓口機能強化事務局に推薦すること。

(5) 加速的支援に関する業務

知財総合支援窓口において支援を実施している相談者の中から、中堅・中小・ベンチャー企業等に対して知財の戦略的活用を通じて事業の持続的成長を図ることを目的に支援する「加速的支援」の対象となる企業を発掘し、INPIT 加速的支援室、窓口機能強化事業者、専門家及び支援機関等と協働した支援を実施すること。

なお、各知財総合支援窓口において、加速的支援対象の候補となる企業・団体を毎年度内に 5 件以上、機能強化事務局を介して INPIT に提出すること。

加速的支援の候補となる企業・団体に適しているかを機能強化事務局と議論を行うために 1 回以上実施される予材検討会に参加し、連携・協働すること。

(6) その他の支援等に関する業務

- ①電子出願ソフトを用いた電子出願手続に関する支援を行うこと。

- ② INPIT が提供する特許等情報検索ツール（J-PlatPat5 等）を用いた特許情報等の活用に関する支援を行うこと。
- ③ 特許庁その他の関係機関及び中小企業支援機関が実施する支援施策の紹介を行うこと。
- ④ IP ePlat 等の INPIT が提供しているコンテンツを活用し、中小企業、支援機関等に対し知財人材育成サポートを行うこと。

(7) 相談対応及び支援における留意事項

- ① 本事業において実施する相談対応及び支援は「助言」「アドバイス」までに止め、弁理士法第 75 条、弁護士法第 72 条の規定に定められた業務は行ってはならないこと。知財専門家（弁理士・弁護士等）を活用した支援の場合であっても同様とする。
- ② 支援を実施する企業の所在地は、原則新潟県に限るが、INPIT から指示された場合はこの限りではないこと。

(8) 周知活動に関する業務

知的財産への意識が希薄な（活用したことがない等）中小企業、支援機関等に対する知的財産活用の重要性等について「気づき」を与えつつ、知的財産の活用を促すための周知活動を実施すること。企業、支援機関等の訪問による周知活動については、1 回の出張（外勤）で 2 者以上の訪問を行う等、効率的に実施すること。

周知活動については、例えば、以下の方法等も検討の上周知活動を実施すること。

- ・中小企業等に対する個別訪問による周知・支援機関への個別訪問による周知
- ・中小企業等、支援機関又は自治体等の関係機関等に対するセミナーの実施
- ・展示会等への出展

その他、知財総合支援窓口の Web サイト「知財ポータル」への記事掲載を活用した周知・広報を行うこと

2 支援機関等との連携関係の構築及び推進に関する業務

(1) 他の中小企業支援機関との連携等に関する業務

窓口所在地の都道府県内の中小企業等の事業戦略及び知財戦略の構築に対する包括的かつ効果的な支援や、より高度な経営課題及び事業戦略上の課題に対応した支援を可能とするた

め、よろず支援拠点、商工会・商工会議所をはじめとする中小企業支援機関や金融機関等との連携関係の推進を図ること。

特に知財総合支援窓口の目標指標となる関係機関との連携件数に関して、中小企業支援機関の有機的な連携により地域特性に応じた他機関との継続した関係性の構築、情報共有の体制整備を行うこと

(2) 農林水産分野に係る支援機関との連携等に関する業務

農林水産分野における知財活用事業者の掘り起こしのため、農業普及指導センター等の農業者及び水産業者に対する支援機関等との連携関係の構築及び推進を図ること

(3) 自治体及び経済産業局等との連携等に関する業務

自治体及び経済産業局等との連携による地域中小企業の支援を行うため、特許庁が策定している「地域知財活性化行動計画」の内容に応じて、自治体及び経済産業局等の連携関係を構築すること。特に、同計画に基づく地域 KPI の達成に協力するため、自治体との連携関係の推進を図ること。また、新潟県知財総合支援窓口としての特性等を活かし、自治体及び経済産業局等と有機的な連携を行う方策等を提案すること。

(4) 知財経営支援ネットワークによる連携等に関する業務

令和5年3月に構築（令和6年12月に拡充）した知財経営支援ネットワークによる、地域の中小企業・スタートアップに対する支援の取組に対して協力すること。

(5) その他関係機関との協働に関する業務

INPIT の要請により、INPIT、特許庁、経済産業局、日本弁理士会等その他の関係機関と協働した事業等の実施に協力すること。また、支援機関に対しても、知財活動の重要性に関する認知度向上のための周知活動も行い、関係機関が開催する会議等は、会議の共催も含め、積極的に参加すること。

(6) 知財支援機関連携会議の開催

新潟県内の支援機関等との間で連携活動の拡大を図り、中小企業等に対する支援機能を相互補完しつつ総合的な支援体制を構築することを目的として、（1）～（4）に掲げた関係機関等を対象に「知財支援機関連携会議」を年1回以上開催すること。

3 その他知財総合支援窓口の運営に関し必要な業務

(1) 中小企業等に対する支援成果の把握

相談対応者が中小企業等に対して行った支援（加速的支援を除く）の成果について、当該中小企業等に対するヒアリングを行い、事業責任者に報告すること。ヒアリングを行う項目には、当該中小企業等における事業成長が客観的に分かる情報（例えば、売上や利益の拡大、投資の状況、社内体制の整備状況等）を含めることとし、具体的な手法については INPIT の指示に従うこと。

(2) 窓口利用者への顧客満足度アンケート（CS アンケート）調査票の配布

知財総合支援窓口の利用者に対して、アンケート調査票提出の協力を依頼すること

(3) 支援事例の抽出

「出願・権利化」という権利化までに留まる支援事例ではなく、他の支援機関との連携支援事例や多様な専門家を活用して成果を上げた事例、知財活用による事業成長、経営課題の解決に繋がったような好事例について、半期に 1 件以上機能強化事務局を介して INPIT に提出すること。

(4) 中小企業及び支援連携機関に対してのセミナー等の実施

中小企業の経営者又は知財担当者に対して、知的財産に関する基礎知識、活用事例及び INPIT の支援施策等についてセミナー等を開催すること。また、よろず支援機関コーディネーター、商工会・商工会議所経営指導員、金融機関担当者等の連携機関担当者に対して、知的財産に関する基礎知識、活用事例及び INPIT の支援施策、連携体制構築、連携手法等についてセミナー等を開催すること。

セミナーについては、受講者に応じて座学、ワークショップ等の効果的な開催方法を工夫するとともに、年度毎に 3 回以上開催すること。

(5) 相談対応者に参加を義務づける会議または研修

- ・ 窓口機能強化事業者が実施する能力の維持向上のための研修
- ・ 窓口機能強化事業者が当該各年度内において開催する相談対応者等を対象としたブロック単位研修

また、上記研修以外の知的財産に関する最新の情報や、相談者への対応に必要な知識を得るための研修には、事前に事業責任者の了承を得た上で参加すること。